



東広島市PFI導入基本指針 (概要版)

広島県東広島市
民間事業者提案にあたって

広島県東広島市総務部総務課
〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29
電 話 : 082-420-0907
F A X : 082-420-0415
E-mail: hgh200907@city.higashihiroshima.lg.jp

H26.1 初版
R4.10 一部改訂

目 次

1	民間事業者からの発案にあたって.....	1
2	民間事業者からの発案内容.....	1
	(1) 特定事業の案.....	1
	(2) 事業の効果及び効率性に関する評価の結果.....	1
	(3) 評価の過程及び方法.....	1
3	民間事業者からの発案に対する検討の視点.....	1
4	対象事業の考え方.....	2
	(1) 民間事業者による事業実施について規制がないもの.....	2
	(2) 民間事業者の経験やノウハウを活用して、創意工夫できる範囲が広いもの.....	2
	(3) 採算性やリスク管理、資金調達などの面から、事業規模が適切なもの.....	2
	(4) 設計・建設・運営・維持管理だけでなく、人件費などの削減も期待できるもの.....	2
	(5) アウトプット（事業の成果）が明確に測定でき、客観的評価が可能なもの.....	2
	(6) 長期にわたって行政サービスに対する安定した需要が見込まれるもの.....	2
	(7) 提供される公共サービスの継続が確保できるもの.....	2
	(8) P F I の適用により資金調達の条件が極端に不利にならないことや、不利になってもそれを上回る効果等があるもの.....	3
	(9) 公共施設等運営事業について.....	3
5	提案に当たっての参考情報等.....	3
6	提案先・提案にあたっての質問事項等問い合わせ先.....	3

1 民間事業者からの発案にあたって

「PFI法」第4条において、民間事業者からの発案による事業が想定されています。東広島市においても次のような考え方の下に、実施することが適当と認められる事業については、積極的に検討を行っていきます。

- 事業計画として検討できるレベルの民間事業者からの発案を求めます。
- 総務部総務課が窓口として、提案内容に係る事業担当部局に対してこれを提示します。なお、発案を受けての具体的な検討は、事業担当部局において行います。
- 提案に対する内部の検討結果については、PFI事業としての検討を進めるか否かによらず、総務課よりその検討の結果及び理由を発案者に速やかに通知します。
- 当該発案者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、これらの事業案の概要、市の判断の結果及び理由の概要を適切な時期に公表します。
- 提案のあった事業にあつては、実施する場合の事業者選定の際、評価内容に加点するなどの検討を行います。

2 民間事業者からの発案内容

以下の内容を基本とします。様式等特別の定めはありません。

(1) 特定事業の案

- ア 公共施設等の種類
- イ 公共施設等の設置に関する条件
- ウ 公共施設等の概要
- エ 公共施設等の維持管理・運營業務の概要
- オ 想定する事業スキーム
- カ 事業スケジュール
- キ リスク分担

※ 民間事業者の判断により、提案の時点で民間事業者が把握している法的課題（事業実施上の規制・制約等）を提出することも可能です

(2) 事業の効果及び効率性に関する評価の結果

(3) 評価の過程及び方法

- ア 支払いに関する評価の過程及び方法
(独立採算型事業の場合は、事業の採算性の評価等)
- イ サービス水準に関する評価の過程及び方法

3 民間事業者からの発案に対する検討の視点

民間事業者からの発案にあつては、以下の視点によって検討していきます。

(1) 当該提案に係る公共施設等の整備の必要性

- (2) 提案の実現可能性
- (3) P F I 手法を活用することの妥当性
- (4) 財政に及ぼす影響
- (5) 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性
- (6) その他

4 対象事業の考え方

(1) 民間事業者による事業実施について規制がないもの

事業主体、施設の用途・規模・サービス内容等について、法令、通達等の規制により民間事業者による事業実施（サービス提供）自体が困難である事業でないこと。

(2) 民間事業者の経験やノウハウを活用して、創意工夫できる範囲が広いもの

設計から建設、維持管理、運営までの全過程において、P F I 事業者が関与でき、民間において競争的な市場が形成されている業務分野が含まれていること。

(3) 採算性やリスク管理、資金調達などの面から、事業規模が適切なもの

原則として

- ① 建設費 10 億円以上
- ② 維持管理・運営費年間 1 億円以上

のいずれかに該当する総合計画掲載事業とします。

※上記①②に該当しないものでも、P F I 事業実施による効果が期待できる場合には検討対象とする場合があります。

(4) 設計・建設・運営・維持管理だけでなく、人件費などの削減も期待できるもの

事業期間中に、民間のノウハウによる運営・管理方法の事務作業見直しや技術革新による生産性の向上などの創意工夫を発揮する余地が期待できるもの。

(5) アウトプット（事業の成果）が明確に測定でき、客観的評価が可能なもの

P F I によってサービス提供が開始された後は、公共はモニタリング（事業監視）により、そのサービス水準の維持を図ります。この場合、提供されるサービスの水準が求める基準に達していない場合、公共からの支払いを減額するなどペナルティーを課すこともあります。そのため、求めるサービスの水準およびその成果については、数値化を計るなど、客観的に評価を行うことが可能であることが求められます。

(6) 長期にわたって行政サービスに対する安定した需要が見込まれるもの

P F I は民間事業者が公共サービスを提供し続けることを前提に事業計画が構築されます。そのため、長期にわたり、あるいは事業期間を通じて安定的な市民ニーズが存在することが必要です。長期（事業期間）にわたって行政サービスに対する安定した需要が見込まれることは、需要変動により想定されるリスクが小さくなるため、事業計画も立てやすく、多くの民間事業者の入札参加が見込まれることで、事業者間の競争による効果が期待できます。

(7) 提供される公共サービスの継続が確保できるもの

P F I 事業者が何らかの事情で事業継続が困難になったとしても、他の経路からサービスの供給を受けることが可能であるなど、公共サービスの継続が確保できること。

(8) P F I の適用により資金調達の条件が極端に不利にならないことや、不利になってもそれを上回る効果等があるもの

(9) 公共施設等運営事業について

- ア 公共主体が所有権を有している施設であること
既存施設のみでなく、新設して公的主体に所有権を移転する場合も該当すること
施設の敷地の所有権まで有する必要はないこと
- イ 利用料金を徴収する施設について、独立採算型であること
- ウ 運営等を行い、利用料金を事業者自らの収入として収受する事業であること
施設を維持管理・運営することは含まれるが、建設は含まれないこと
施設を新設する場合には、通常の P F I 事業で民間事業者が建設を行った場合に、当該事業者には運営権を設定すること

5 提案に当たっての参考情報等

内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室)

<http://www8.cao.go.jp/pfi/>

自治体 PFI 推進センター (一般財団法人 地域総合整備財団内)

<http://pficenter.furusato-ppp.jp/>



6 提案先・提案にあたっての質問事項等問い合わせ先

郵便番号 739-8601
住所 東広島市西条栄町 8 番 2 9 号
宛先 広島県東広島市役所 総務部総務課宛
電話 082-420-0907
ファックス 082-420-0415
E-mail hgh200907@city.higashihiroshima.lg.jp
(提出にあたっては事前にご相談ください)